

# 委任状

(代理人)

住 所 長野県松本市大字神林1484番地1

氏 名 井上治夫

私は、上記の者に対し、以下の被相続人の相続に係る次の権限を委任する。

- 1 法定相続情報一覧図を作成すること
- 2 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすること  
(希望する法定相続情報一覧図の写しの交付通数 通)
- 3 法定相続情報一覧図の写し及び返却される添付書面を受領すること
- 4 上記1から3までのほか、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出に関して必要な一切の権限

被相続人の最後の住所（又は本籍）

被相続人の氏名

死亡年月日

平成 年 月 日

(委任者)

住 所

氏 名



# 誓約書

わたしは、被相続人（お亡くなりになった方）

の法定相続人である。

万が一、この証言が虚偽であった場合は、その責はすべてわたしにあり、受任者には一切の責がないことを証します。

本誓約書および委任状の送付をもちまして、「法定相続情報一覧図の保管および写しの交付申出にかかる委託業務約款」に同意したことを証します。

平成 年 月 日

(委託者)

住 所

氏 名

㊞

(本誓約書と委任状を、当事務所のご送付ください。その際に、お客様の方でも本誓約書と委任状のコピーを保管していただくことをお勧めいたします。なおご依頼は、お亡くなりになった方(被相続人)の**法定相続人に限りま**す。くれぐれもご注意ください。ご不明、ご不安の場合は、電話でお問い合わせください。)

郵送先

〒390-1243 長野県松本市神林1484-1

行政書士井上治夫事務所

電話:0263-88-4002

## 法定相続情報一覧図の保管および写しの交付申出 にかかる委託業務約款

### **第1条(委託者)**

**委託者は、被相続人の法定相続人に限る。**

二 本委託業務の委託者は、前項に規定する法定相続人で第4条第1項各号の委任状および誓約書に記載された委任者(以下、「甲」とする)とする。

### **第2条(受託者)**

受託者(以下、「乙」)およびその所在地、連絡先は次の通りである。

行政書士:井上治夫

行政書士井上治夫事務所

〒390-1243 長野県松本市神林1484-1

電話 (事務所) 0263-88-4002 (FAX)

0263-58-8977(携帯)090-3565-7912

E-mail daniel.331111@gmail.com

### **第3条(委託業務の範囲)**

本件委託業務は次の各号の通りである。

- ① 被相続人にかかる法定相続情報一覧図作成に必要な戸籍謄本、原戸籍、住民票の除票、その他の書類(以下、「必要書類等」)の収集代行
- ② 法定相続情報一覧図の作成
- ③ 法定相続情報一覧図の保管および一覧図の写しの交付の申出をすること
- ④ 法定相続情報一覧図の写しおよび返却される添付書類を受領すること
- ⑤ 上記①から④までの他、法定相続情報一覧図の保管および一覧図の写しの交付の申出に関して必要な一切のこと。

### **第4条(申込および委託業務契約成立)**

甲が、次の各号の書類(以下、「委任状等」)に記入・署名・押印のうえ郵送し、当該書類が乙に到達したときに本件委託業務契約は成立するものとする。ただし委任状等の記載事項に誤りがあるときは、乙は甲にその旨を通知し、甲に補正を求めるものとする。

- ① 委任状
- ② 誓約書

二 前項各号の委任状等は、原則、乙が運営する本件委託業務に関するホームページ(sozokuzu.com)(以下、「本件HP」)よりダウンロードして使用するものとする。ただし甲に印刷する手段がないときは、甲は乙に当該委任状等の書式を請求することができる。

三 前項に関わらず、甲は第1項の委任状等と同様の書面を手書き等により作成し、それに替えることができる。その場合において、第1項の但し書きを準用する。

四 第1項の委任状等を記入し、送付した委託者は、本契約を精読し、合意したものとみなす。

### **第5条(報酬および費用)**

本件委託業務の報酬および費用は次の通りである。(以下、税抜き金額)

- ① 基本料金 :9,730円(法定相続人8名まで。8名を超すときは1名につき2000円加算。)
- ② 前号の基本料金は、第3条第2号の法定相続情報一覧図の作成費、同条第3号の申出にかかる郵送費等及び納品の郵送費・代引き手数料を含む。
- ③ 第3条第1号の必要書類等収集代行手数料:1部につき1000円(必要書類等の発行料、収集のための郵送費等の実費を含む)。

### **第6条(納品と支払い)**

乙は、法定相続情報一覧図の写し(または次条第2項の相続関係説明図)および必要書類等を甲に郵送するものとし、甲は代引きによって支払いをするものとする。

### **第7条(対象外)**

法定相続人に外国人(外国に帰化した元日本人を含む)がいる場合は、当該外国人の身分関係を証する書類の収集は本件委託業務の対象外とする。

二 前項の場合において、乙は収集した範囲における相続関係説明図を法定相続情報一覧図に換えて作成し、収集した必要書類等と共に甲に納品するものとする。この場合において、報酬および費用は第5条の規定を準用する。

### **第8条(違約金等)**

第1条第1項の規定に反して法定相続人ではない者が、第4条第1項各号の委任状等に記名などをしたことが判明したときは、本条第2項3項の違約金にかかる規定を除いて、本契約は無効とする。

二 前項の場合において、乙は前項の違反者に対して金10万円の違約金を請求することができ、違反者は乙の請求にしたがって、遅滞なく当該違約金を乙の指定する金融機関に振り込むものとする。

三 第1項の規定により本契約が無効となったときは、乙は、すでに収集した必要書類等を廃棄処分とするものとする。

### **第9条(問題解決)**

本契約の履行において問題が発生した場合には、甲および乙は信義に従い誠実にそれを解決するものとする。

### **第10条(特約事項)**

特約事項を設けるときは、甲乙間において電話・メール・LINE等により別途合意をし、当該合意事項を書面にするものとする。

二 甲が乙に、遺産分割協議書の作成および相続手続きを依頼するときも同様とする。その場合において、報酬等については別途、甲乙間で合意をするものとする。

三 第7条の対象外にかかる書類等の収集についても前項と同様とする。

以上。

# 委任状

記載例

(代理人)

住 所 長野県松本市大字神林1484番地1

氏 名 井上治夫

私は、上記の者に対し、以下の被相続人の相続に係る次の権限を委任する。

- 1 法定相続情報一覧図を作成すること
- 2 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすること  
(希望する法定相続情報一覧図の写しの交付通数 通)
- 3 法定相続情報一覧図の写し及び返却される添付書面を受領すること
- 4 上記1から3までのほか、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出に関して必要な一切の権限

必要な部数を記載

被相続人の最後の住所（又は本籍）

〇県〇市〇町〇番地

被相続人の氏名

法務 太郎

死亡年月日

平成〇年〇月〇日

亡くなられた方(被相続人)の最後の住所  
(又は本籍)・氏名・死亡年月日を記載

平成〇〇年〇月〇日

(委任者)

住 所 〇県〇市〇町〇番地

氏 名 法務 花子

印

委任日、委任者である相続人の住所・氏名を記載し、押印(認印で可)

\*\*\*\*\*重要\*\*\*\*\*

ご依頼は、お亡くなりになった方の法定相続人に限ります。ご不明またはご不安の場合には、電話によるご相談を承ります。(なお法定相続人ではない方が、それを偽ってご依頼された場合には違約金が発生することがありますので、ご注意ください。)

行政書士井上治夫事務所 電話：0263-88-4002 (朝9時～夜7時)